

夏合宿 第3問

スナックのホステスであった X は、生活費に窮したため、同スナックの経営者 C 子から金品を強取しようと企て、自宅にいた長男 B(当時 12 歳 10 カ月、中学 1 年生)に対し、『ママの所に行ってお金をとってきて。映画でやっているように、金だ、とか言って、モデルガンを見せなさい。』などと申し向け、覆面をし、エアガン突き付けて脅迫するなどの方法により同女から金品を奪い取ってくるよう指示した。B は嫌がっていたが、被告人は、『大丈夫。お前は、体も大きいから子供には見えないよ。』などと言って説得し、犯行に使用するためあらかじめ用意した覆面用のビニール袋、エアガン等を交付した。これを承諾した B は、上記エアガン等を携えて 1 人で同スナックに赴いた上、上記ビニール袋で覆面をして、被告人から指示された方法により同女を脅迫したほか、自己の判断により、同スナック出入口のシャッターをおろしたり、『殺しはしないからさっさとトイレに入れ。』などと申し向けて脅迫し、同スナック内のトイレに閉じ込めたりするなどした。その際、同女は B に背中を強く押されてトイレ入り口の段差につまづいて転倒し、トイレ内の棚の角に頭を強くぶつけたことによる脳挫傷で死亡した。B はその後、同女所有に係る現金約 40 万 1000 円及びショルダーバック 1 個等を強取した。X は、自宅に戻ってきた B からそれらを受け取り、現金を生活費などに費消した。

X の罪責を論ぜよ。

参考判例:最決平成 13 年 10 月 25 日刑集 55 卷 6 号 519 頁